

報道機関各位

**職員の希望に基づく時差勤務の導入について（試験導入）**

柔軟で多様な勤務形態を選択可能とすることで、職員がその能力を十分に発揮するとともに、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することで、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、当該制を導入します。

**日 時**

令和2年5月1日（金）～ 8月31日（月）

**場 所**

庁舎内各課

**内 容**

時差勤務を希望する職員は、定められた区分から勤務パターンを選択。事前に所属長に申請し、承認を得て実施。今年度は試験導入とし、職場のニーズを踏まえ、勤務パターン、適用範囲、運用ルールを再検討。令和3年度からの本格導入を目指す。

添付資料  有  無

お得な特典満載の  
みのわファンクラブ  
会員募集中！

総務課 人事係  
(課長) 中村 克寛 (担当) 鈴木 市川  
電 話 : 0265-79-3111 (内線) 109  
F A X : 0265-79-0230  
E - mail : soumu@town.minowa.lg.jp

## 職員の希望に基づく時差勤務の導入について(試験導入)

現在国においては、勤務時間のさらなる柔軟化に向け、早出遅出勤務制度の活用促進がなされているところである。当町においても、時差勤務制度の導入を第3次行政経営計画や職員人材育成基本方針の取組計画の1つとしている。

柔軟で多様な勤務形態を選択可能とすることで、職員がその能力を十分に発揮するとともに、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することで、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、当該制度の導入を検討する。

### ◆概要

時差勤務を希望する職員は、定められた区分から勤務パターンを選択。事前に所属長に申請し、承認を得て実施。今年度は試験導入とし、職場のニーズを踏まえ、勤務パターン、適用範囲、運用ルールを再検討。令和3年度からの本格導入を目指す。

### ◆適用範囲

全職員を対象とする(会計年度任用職員を除く)

※ただし保育園については庁舎内と事情が異なるため、園長会で制度の検討を行い、試験導入を実施。

### ◆勤務パターン

A 勤務:7:30~16:15      B 勤務:7:45~16:30      C 勤務:8:00~16:45

D 勤務:9:00~17:45      E 勤務:9:30~18:15      F 勤務:10:00~18:45

※休憩時間は通常の勤務時間と同じとする。

### ◆運用方法

・原則前月末日までに翌月の希望を様式へ記入し、所属長に申請(事前に係内で業務等の調整を行う)。

・所属長は、公務の運営に支障が生じないよう調整・決定を行う。